

協議事項2 ヘき地医療拠点病院の新規指定及び指定取消について

医療政策課

1 ヘき地医療拠点病院の概要

(1) 目的

へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 指定基準

へき地保健医療対策等実施要綱（厚生労働省、H30. 3. 29 一部改正）による

(3) 指定病院数（R 3年（2021年）4月1日現在）

8病院

詳細は、「(参考) へき地医療拠点病院等の指定状況の1」に記載のとおり

(4) 指定要件の現状確認

へき地の医療体制構築に係る指針（厚生労働省、R 2. 4. 13 一部改正）において、一定期間継続して主要3事業（巡回診療、医師派遣、代診医派遣）の実施回数が月1回未満あるいは年12回未満である場合には、在り方等について検討すること、県が現状を把握することが示されている。

2 新規指定及び取消の申請について

		新規指定	指定取消
対象病院		市立大町総合病院	信州上田医療センター
申請者		大町市長 牛越 徹	院長 藤森 実
申請日		R 3年（2021年）7月20日	R 3年（2021年）8月5日
病院概要	所在医療圏	大北医療圏（大町市）	上小医療圏（上田市）
	病床数 （一般病床）	199床（147床）	420床（416床）
指定基準への適合状況※		適合	指定要件である主要事業の実施実績がなく、今後も実施の予定がないため、現状では不適合
対応案		病院からの申請に基づき新規指定（R 3年10月1日付け）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院からの申請に基づき指定取消（R 3年10月1日付け） ・ 今後、要件を満たすこととなった場合には、再指定

※詳細は別添申請書のとおり

3 指定等に関する事務手続

へき地医療拠点病院の必須事業のうち、巡回診療、医師派遣、代診医派遣は主要3事業とされており、いずれも医療従事者の確保対策を含むため、医師の確保を主な所掌とする地域医療対策協議会での協議を経た上で、医療審議会へ報告し、指定等を行う。

◆ 市立大町総合病院の新規指定について

市立大町総合病院から、へき地医療拠点病院の指定の申請（令和3年7月20日付け）。



「へき地保健医療対策等実施要綱」（厚生労働省、H30.3.29 一部改正）の指定基準

県知事は、次に掲げる事業（必須事業あり）を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定する。

必須事業（以下のいずれか） 主要3事業：（巡回診療（①の一部）、医師派遣・代診医派遣（②の一部）	県による 適合確認
① 巡回診療等によるへき地住民の医療確保 ^{※1・2}	○ (医師派遣 3回/月)
② へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む） 及び技術指導、援助 ^{※2}	
③ 遠隔医療等の各種診療支援	
任意事業	
① 特例措置許可病院への医師の派遣	○
② 派遣医師等の確保	
③ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供	
④ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成	
⑤ その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力	

※1：同一経営主体内での代診医等の派遣を除く。

※2：必須事業のうち主要3事業である①（巡回診療）、②（医師派遣、代診医派遣）については、月1回以上あるいは年12回以上の実施が望ましいとされている。



◆ 対応案

主要事業を含む指定要件に適合していることから、新規に指定する（R3年10月1日付け）。

◆ 信州上田医療センターの指定取消について

「へき地の医療体制構築に係る指針」（厚生労働省、R2.4.13 一部改正）

1 課題

へき地医療拠点病院の指定を受けてから一定の期間が経過した後においても、巡回診療、医師派遣、代診医派遣（主要3事業）について一部の病院において実施されていないという課題があると指摘。

2 在り方等の検討等

一定期間継続して主要3事業の実施回数がいずれも月1回未満あるいは年12回未満であるへき地医療拠点病院については、その取組が向上されるよう、へき地保健医療対策に関する協議会の中でその在り方等について検討すること。

特に、主要3事業に遠隔医療による支援を加えた4事業（必須事業）のいずれの事業の実施もなかったへき地医療拠点病院については、経年変化も考慮し、県が当該年度の現状を確認すること。



上記指針を受けて現状確認をしたところ、信州上田医療センターからへき地医療拠点病院の指定取消の申請（令和3年8月5日付け）。



◆ 対応案

信州上田医療センターは、現状では必須事業（4事業）のいずれの実施もなく、指定基準に適合していないことから、病院からの指定取消の申請に基づき指定を取り消す（R3年10月1日付け）。

ただし、今後、要件を満たすこととなった場合には、再指定をする。

(参考) へき地医療拠点病院等の指定状況

1 へき地医療拠点病院 (R3年(2021年)4月1日現在)

二次医療圏	病院名	指定年度	支援方法	支援地区等
佐久	佐久市立国保浅間総合病院	S56 (1981)	巡回診療	佐久市(香坂東地)
	県厚生連佐久総合病院	S56 (1981)	医師派遣	・南牧村出張診療所 ・北相木村へき地診療所
上小	信州上田医療センター	S54 (1979)	活動休止中	—
飯伊	県立阿南病院	S56 (1981)	巡回診療	阿南町(日吉)
			医師派遣	・売木村国保直営診療所 ・天龍村国民健康保険診療所
木曾	県立木曾病院	H19 (2007)	巡回診療	上松町(高倉台、西奥)
長野	県厚生連南長野医療センター新町病院	S63 (1988)	巡回診療	信州新町(信級、西部)
	県厚生連南長野医療センター篠ノ井総合病院	R1 (2019)	医師派遣	小川村国保直営診療所
北信	飯山赤十字病院	H4 (1992)	医師派遣	野沢温泉村市川診療所

2 へき地を支援する医療機関 (R2年(2020年)10月1日現在)

二次医療圏	医療機関名
佐久	県厚生連佐久総合病院小海分院
	県厚生連佐久総合病院附属小海診療所
上小	くろさわ病院
	さなだクリニック
上伊那	伊那中央病院
	町立辰野病院
飯伊	飯田市立病院
	健和会病院
	佐藤医院
	新野へき地診療所
松本	松本市立病院
大北	市立大町総合病院